

参加規程（ボランティアスタッフ）

一般財団法人教育支援グローバル基金

用語の定義

一般財団法人教育支援グローバル基金を「財団」、人材育成事業等の財団の目的実現のために財団が主催するビヨンドトゥモロウの名称を冠した事業プログラムを「プログラム」、プログラムにボランティアとして従事して下さる方を「ボランティアスタッフ」、ボランティアスタッフが未成年者である場合の親権者や後見人等保護権を有する方を「保護者」、といいます。

費用負担

ボランティアスタッフがプログラム参加に際して必要となる費用の負担については、プログラムごとに定められますので、各プログラムの案内をご参照ください。また、私的な購入に際する費用については、財団は負担しません。

遵守事項

- 1 ボランティアスタッフは、プログラム上の予定に沿って行動し、期間中における財団の指示に従うこと。
- 2 ボランティアスタッフは、別途、財団の定める書式により、必要な情報を正確に記載して提出すること。

同意事項（及び留意事項）

1 広報活動・個人情報に関して

ボランティアスタッフ及びその保護者は、ボランティアスタッフの氏名、プログラム参加中の写真・映像・発言内容・提出作文等を、財団が、プログラム及び財団の運営・活動の広報等のために使用すること及び、プログラム支援企業・団体又は外部メディアに提供することに、**同意**するものとします。

住所や電話番号など連絡先は個人情報として取り扱い、本財団にて厳重に管理し、財団によるプログラム運営および各種の取り組みのご案内のために使用され、この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、委託先に必要に応じて提供されることに、**同意**するものとします。

ボランティアスタッフが、プログラムに関連して取得した他者の個人情報及び機密事項に関しては、別途締結していただく個人情報等の扱いに関する承諾書に従って、プログラムの進行・運営上必要な限りにおいてのみ使用する等、慎重に取り扱うことに、**同意**するものとします。

2 安全面に関して

①医療行為

ボランティアスタッフ及びその保護者は、プログラム参加に際して、ボランティアスタッフに緊急医療行為の必要が生じた場合に、財団がボランティアスタッフまたはその保護者に代わって医療行為への同意を行う等、財団が適切と判断した対応を行うこと及び当該医療費用はボランティアスタッフまたは保護者が負担することに、予め**同意**するものとします。なお、アナフィラキシーショックを惹起するような重篤なアレルギー症状を有するボランティアスタッフは、ボランティアスタッフ本人の責任をもって、対象成分を確認及び回避することに**同意**するものとします。また、財団の判断及び対応については、故意または重過失がある場合を除いて、財団に一切の責任を問わないことに、**同意**するものとします。

②事故

ボランティアスタッフ及びその保護者は、プログラム開催中の一切の不慮の事故、プログラムの期間中及び期間外を問わず、ボランティアスタッフの行為に起因する事故、ボランティアスタッフとプログラム開催中に発生した交流に起因する事故やトラブルにつき、財団に故意または重過失がある場合を除いて、財団に一切の責任を問わないことに**同意**するものとします。（全てのプログラム関与者の全行動を財団が監視することは現実的ではありません。）

3 損害賠償

ボランティアスタッフ及びその保護者は、ボランティアスタッフが、ボランティアスタッフの故意又は過失に基づき、他者に与えた損害に対する賠償責任に関して、財団に一切の責任を問わないこと、及びボランティアスタッフ本人及びその保護者の自己責任において対応することに**同意**するものとします。

4 準拠法と管轄裁判所

ボランティアスタッフ及びその保護者は、本参加規程の内容は日本の法律に従って解釈・適用及び執行されること、並びに、本参加規程に関連して発生することのある訴訟に関しては、東京地方裁判所を第1審の専属的管轄を有する裁判所とすることに、**同意**するものとします。